

# 出稼者保護の問題

田端光美

## 1. 問題

1970年農林業センサスの結果は、日本経済の高度成長が農業に及ぼした影響を示すものとして注目されるが、農家数は昭和40年の567万戸から534万戸に減少し、そのうち専業農家は83万戸でわずかに15.6%となり、この5年間に31.8%減となった。すなわち、84%の農家は何らかの兼業に従事し、農家所得の増大は実にこの兼業所得の伸びに支えられてきたのである。とくに生産者米価の据置、減反政策などが実施されて以降は、それまで農業所得のみで家計費を充足していた東北の2町以上層でさえ、兼業所得へ依存する傾向を示しはじめている。このように兼業農家が増加する中で自営兼業の比重はさらに低下し、それだけ雇用兼業の比重が高まっているが、就中、不安定な就業状態である人夫・日雇・出稼ぎが兼業全体の3分の1を占め、しかも、経営規模の大きな層程、出稼ぎ・人夫日雇の比重は高まっている。

出稼ぎ労働、それは日本資本主義の強蓄積を可能ならしめた根源として、資本の展開とともに強固に存在しつづけたが、戦前の零細小作農民にとっては欠くことのできない生計補充の道であったし、農地改革後の農民にとってもまた現金収入の確実な道であった。もちろん、資本にとって出稼ぎ労働が果たした役割、農民自身にとっての出稼ぎのもつ意味は戦前と戦後経済成長過程と必ずしも同様でないことは、出稼ぎ労働の給源地帯、階層及び需要する産業の相違などに現れている。

戦前の出稼ぎ者総数に占める道府県別割合は、その農業構造を反映して典型的出稼ぎ給源地となった新潟を別とすれば、多少の差はあれ全国的に分布しているのに対し、戦後の雇用市場の顕著な増加は、農家世帯員の在宅通勤兼業を大巾に可能ならしめた結果、出稼ぎの主な出身地は積雪地帯、

及び生産力が低く、しかも労働市場に遠い南九州に限局している(第1表参照)。また、いうまで

〔第1表〕 出稼ぎ者道府県別割合  
全国総数=100

	昭和3年	昭和44年
北海道	1.9%	3.2%
青森	1.9	1.0
岩手	1.0	1.0
宮城	0.6	3.5
秋田	2.3	1.4
山形	0.3	1.3
福島	0.9	5.5
茨城	3.1	0.7
栃木	0.8	-
群馬	1.2	0.1
埼玉	1.4	-
千葉	1.5	-
東京都	0.2	-
神奈川県	0.1	-
新潟	13.1	8.7
富山	3.2	1.0
石川	3.6	1.2
福井	1.6	0.5
山梨	3.6	0.0
長野	2.4	0.4
岐阜	2.3	0.8
静岡県	1.7	-
愛知県	1.3	-
三重	1.8	0.0
滋賀	2.2	0.0
京都	0.3	0.2
大阪府	0.4	-
兵庫県	1.9	3.2
奈良	1.2	-
和歌山	2.1	-
鳥取	1.1	0.2
島根	4.4	2.1
岡山	2.8	1.2
広島	2.8	0.4
山口	1.2	0.4
徳島	2.1	2.5
香川県	2.7	-
愛媛	2.3	1.1
高知県	1.0	2.5
福岡	0.8	0.1
佐賀	0.5	0.7
長崎	1.8	0.5
熊本	3.0	1.0
大分	3.6	1.1
宮崎	2.6	4.5
鹿児島	5.3	4.7
沖縄	2.2	-

資料 昭和3年「道府県外出稼ぎに関する調査概要」  
中央職業紹介事務局  
昭和44年「農家就業動向調査報告」農林省

もなく、戦前、出稼ぎ労働をもっとも多く雇用していたのは製絲、紡績業であったが、大正期から昭和不況期に入って、農外産業への出稼ぎがますます増加している（第2表参照）。戦後は農業及び工業における生産力の一層の格差が、とくに、好況期において農外賃金の絶対的優位性を実現し、出稼ぎ労働の90%は建設業と製造業に雇用されている（第3表参照）。

いずれにせよ、出稼ぎ労働は過剰就業、あるいは季節的潜在失業状態を余儀なくされる農家労働力が、農家経済の不安定を克服するべく、一定期間就労する追加就業の一形態にはかならない。しかも、つねに資本によってもっとも容易に支配されうる状態においてなお、労働力の供給を惜しまない現実に農民はおかれている（このことは、地主制下の小作農民と改革後の自営農民は形態の差こそあれ、本質的には同じである）。したがって出稼ぎは一時的にはその家計補助となるが、就労

〔第2表〕 出稼先産業種類別割合

出稼者総数=100

出稼先産業		大正10年	昭和3年
農 林 漁 業	農作業	3.0%	2.4%
	養蚕	6.6	0.7
	茶摘・製茶	4.5	.....
	はげ実採取	0.0	.....
	木炭製造	0.1	0.5
	漆かき	0.1	.....
	山仕事	0.9	0.9
	漁撈	5.1	7.1
	かき船	0.0	.....
	のり場	0.0	.....
海女	0.0	.....	
	計	20.3	11.6
農 外 産 業	製絲	36.4	12.1
	紡績	7.6	12.7
	機業	1.6	2.7
	酒造	13.7	2.4
	炭坑	5.3	3.1
	大工	1.2	2.4
	土方	1.5	2.1
	売薬	2.1	1.8
	各種	0.9	2.8
	僕婢	.....	12.0
	仲役	.....	1.5
	雑夫	.....	4.5
	遊芸	0.4	0.4
	計	70.7	60.5
その他	8.9	27.9	

資料 「道府県外出稼者に関する調査概要」

中央職業紹介事務局

〔第3表〕 昭和44年出稼先産業

出稼先産業	構成率
総数	100.0%
農 業	1.3
林 業	1.6
漁 業	1.3
建設業	58.0
食料品製造業	8.9
機械製造業	7.7
その他の製造業	11.8
卸売・小売業	2.3
サービス業	3.3
その他	4.0

資料 「農家就業動向調査報告」農林省

の不安定性、雇用契約の不徹底、労働災害に対する補償問題等々、就労者自身にかかわる問題のみならず、出稼ぎ期間が長期化するにつれて、とくに世帯主である場合には、家族にもまた多くの影響を及ぼすのである。とりわけ、最近しばしば発生する土木建設現場での事故、あるいは、現場に向うマイクロバスの事故などが報道されるとき、必ず農村からの出稼ぎ者がみられるように、かれらは人命事故の危険にさらされ、不幸にして事故に遭遇した場合にも、確実な補償を受けられる身分ではなく、また、建設労務の特殊性は賃金不払（註1）その他の契約不履行問題の解決もきわめて困難な例が多い。しかし、農民にとって出稼ぎに代る収入確保の道が得られなければ、彼らは出稼ぎを続けざるを得ないであろうし、一方、資本の内実がこれをむしろ歓迎するとなれば膨大な出稼ぎ者（註2）のこれらの問題解決への施策は極めて急務といわねばなるまい。

註1) 下請制度は他の産業でも、もちろんみられるが、土建業の工事作業過程はいまだ近代化されない部分を多く有し、そこに複雑な下請業者が介入するのが現状である。したがって、発注者→元請→下請→係請→世話人の例のように大手土建業者から中小下請へ、さらに零細下請へと経由し、賃金不払事件を調査すると、出稼ぎ労働者雇主が誰であるのか明確にわからない場合や、どの段階で未払になっている、どこに支払命令を出してよいか容易に判明しないことがしばしばである。

註2) 出稼ぎ者の数はその定義の仕方にもよる、種々の調査

発表が必ずしも一致せず、一般には100万人ともいわれる。農林省「農家就業動向調査」では「1～6カ月間の予定で家を離れてよそで働くもの」とし44年中に出かせぎに出たものは約27万54人と発表し、「1970年農林業センサス」の兼業種類別兼業従事者数によると、44年中に「主に出かせぎ」した人は40万74人である。

## 2. 出稼ぎに対する保護施策

戦前、戦後の出稼ぎが、それぞれいかなる日本経済の構造から産み出されたものであるかはここでの主題ではないので省略するとして、先に述べたように、戦後の出稼ぎは明らかに地域的特質を背景にしている。このことは、出稼ぎに対する保護施策を、出稼ぎ給源地であることに甘んじなければならぬ、それぞれの地方自治体に委ねる結果となっている。すなわち、出稼ぎ労働をもっとも多く供給し、その結果出稼ぎ問題を多くかかえながら、出稼ぎに代る農家経済の安定策を持たない地帯において、出稼ぎ保護はもっとも積極的である現実を見出す。当然のことではあるが、これらの地帯では出稼ぎが及ぼす幾多の影響を痛切に感じながら、多かれ、少なかれ出稼ぎ収入への依存をやめられない実状から、出稼ぎによる被害をできるだけくい止めようとする性格の保護となる。

東海道新幹線の開通、東京オリンピックの開催をひかえ、とくに建設業関係の労働力需要が増加した昭和38年ごろから、出稼ぎが従来より一層広く、しかも深く滲透した秋田県は、出稼ぎに対する総合的施策をたてた自治体の一つである。この中で出稼ぎの影響をどのようにとらえているかをみると次の4点になる。

- 1) 労働上の問題として、賃金その他の労働条件についての就労前約束との相違や、賃金不払い、あるいは遅払いに関する事。作業現場の不定と災害発生頻度の高率による問題。
- 2) 農業上の問題として、農業労働の質的低下や、出稼ぎの長期化による適期作業の困難、その他農業への意欲減退などに依り、農業生産が低下すること。

- 3) 社会的問題として、留守家族の精神的不安や家族関係（親子関係、嫁姑など）の悪化などと、出稼ぎ者の音信不通、行方不明などによる送金の途絶、疾病、労働災害による生活の困窮化。

- 4) 教育上の問題として、家庭教育では、主婦の労働過重から子どもの教育に充分手がまわらないこと、社会教育の面では、農村青年の勤労意欲減退の恐れ。

以上のように、出稼ぎの影響をとらえるところから、施策は出発する。もちろん、総合施策という以上、長期的には、出稼ぎそのものが解決する方向を全く考えていないわけではないが、先にも述べた“やむをえない事情”が先ずこの影響をできるだけ小さくくい止めようとするところから具体的にはじまるのである。

したがって、第1の労働上の問題については、職業安定所を経由せずに就労した場合に多発する傾向があるとして、職業紹介機能の拡充をはかり、出稼ぎ希望者に対しては職業安定所あるいはこれに代る公的機関を経て就労することを指導し、一方、不良出稼ぎ募集員の取締りを強化し、さらに良質な求人確保の為に求人開拓班を派遣することにしている。そのほか、労働条件、賃金などの契約を文書化する講習会を開いたり、個別に就労するよりも集団就労すれば、不良事業所に就労した場合にも強力であると集団出稼ぎを奨励している（この点についてはたとえ集団で就労しても集団で賃金不払事故に遭遇していることから、就労先での間解決は期待できず、むしろ留守家族の不安軽減に役立つとみてよい）。第2の農業上の問題については、留守家族に対して営農指導を行うなどであって、特にここでとりあげるほどのものはない。第3の社会的問題としての留守家族への配慮については、第1に対すると同じ程、重点をおいているものと考えられる。すなわち、出稼ぎ者の就労先と留守家族との連絡、通信の組織化、音信不通の世帯に対する父親さがし運動、出稼ぎ収入の送金方法の改善策として農協への送金指導（こ

れは殆んど実現しなかった)などである。第4についても婦人学級、若妻会などのグループ活動を促進し、家庭教育学級を開設するなど、とくに出稼ぎ保護として積極的にみるべきものはない。

このような施策を実施する機関として、既存の職業安定所、労働基準監督署がそれぞれ就労先の紹介、賃金未払いその他労働基準に違反する訴えの調査、勧告などの業務を行う他、とくに「出稼ぎ相談所」を設置し、出稼ぎ者の安全のために就労前の健康診断、出稼ぎ者の登録、留守家族の家庭訪問、就労先の職場訪問など相談事業を実施することとした。

さらに、昭和44年11月には、秋田県と各市町村が設立資金を拠出して、財団法人出稼互助会を設立し、年会費200円で加入を呼びかけている。この会の目的は、①出稼ぎによる事故を未然に防止し、②事故発生にあたってはその援護対策を講じ、③留守家族と就労者の不安を解消するというもので、具体的事業の主なものは次のとおりである。

- ① 就労先に互助会の駐在員を常駐して、現地での巡回相談を実施する。
- ② 郷土通信、秋田魁新報(地元有力日刊紙)などを出稼先に配布する。
- ③ 事故見舞金の給付

万一事故や病気にかかった場合は見舞金として30万円から3万円までを支給する。留守家庭が火災により家屋を半分以上焼失したときには5万円を支給する。

以上のような一連の施策は、出稼ぎ者を多くかかえた県当局が、出稼ぎによる経済的効果を充分認めざるをえない現状から、出稼ぎという特殊な就労形態のもたらす多くの問題を、出稼ぎ者自身とその家族の安全を最低限において守ろうとする一種の自衛的なものにほかならない。しかも、とくに季節性のない労働市場にさえ、いわゆる「労働力不足」に依って、出稼ぎという、資本にとって安上りの労働力をたゆみなく供給しているにもかかわらず最低限の施策すら、地方自治体が負わされていることは注目するのである。

このような自衛的な出稼ぎ者保護は、その組織の単位こそ小さいが、戦前すでにかなり存在したとみられる。

出稼ぎ地帯といわれる秋田県や青森県などの実態調査で出稼ぎ問題にふれると、必ず戦前も出稼ぎは多かったけれども最近の傾向とは違うということをししばしば聞かされたが、それは①供給地帯(山村及び海岸地帯に限局していたのが平地農村にまで及んだこと)、②出身農家の階層(零細小作農から戦後の零細自作農、そして中、上層にまで滲透)③就業先産業(漁業、杜氏が殆んであったのが、土木建設業中心)それに関連して④就業地(北海道その他から京阪地帯へ)であって、このことは、戦前の資料からも明らかである(第4表参照)。したがって戦前も出稼ぎの多かった東北地方で、市町村を単位として「女工其他出稼者保護(供給)組合」が作られていたが、出稼ぎの中心が漁業であったこと、そして当時の出稼先産業からすれば漁業がもっとも事故の多い出稼現場であることから、殆んどが出稼漁夫を対象としたものである。

大正10年、職業紹介法が施行され、中央職業紹介事務局のもとに各地方職業紹介事務局及び主要市町村にも紹介所が設置され、すでに公益職業紹介事業が実施されていたが、それは決して十分なものでなく、したがってこの組合が出稼労働者の供給斡旋の機能も果たす結果となった。すなわち、これら各種組合の事業内容をみると、4種に大別される。

- (1) 専ら供給斡旋をするもの
- (2) 専ら保護事業をするもの
- (3) 供給斡旋を主たる目的とするが、あわせて保護事業も行うもの
- (4) 保護事業を主たる目的とするが、あわせて供給斡旋を行うもの

青森地方職業紹介事務局の管轄である北海道、東北5県にみられるこの種組合では、(1)(2)に属するものは少く何らかの形で供給斡旋の機能と保護機能を果たす、すなわち(3)と(4)の型のものが多い。それは職業紹介所が設置されていたとはいうもの

〔第4表〕 東北農民の産業別、就労地別出稼者率

昭和3年

		青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	新 潟
出稼者総数		17,173(100.0)	9,285(100.0)	5,470(100.0)	20,838(100.0)	2,552(100.0)	118,476(100.0)
産 業 別	工 業	930( 5.4)	2,655( 28.6)	1,801( 32.9)	3,623(17.4)	466( 18.3)	54,034( 45.6)
	鉱 業	177( 1.0)	213( 2.3)	510( 9.3)	823( 8.9)	73( 2.9)	662( 0.6)
	土木・建築	309( 1.8)	1,279( 13.8)	260( 4.8)	2,071( 9.9)	620( 24.3)	5,169( 4.4)
	商 業	93( 0.5)	93( 1.0)	379( 6.9)	525( 2.5)	108( 4.2)	13,619( 11.5)
	農 業	1,432( 8.3)	387( 4.2)	795( 14.5)	840( 4.0)	175( 6.9)	6,854( 5.8)
	林 業	1,469( 8.6)	740( 8.0)	67( 1.2)	2,974(14.3)	13( 0.5)	611( 0.5)
	水産業	11,684( 68.0)	3,032( 32.7)	501( 9.2)	7,232(34.7)	455( 17.8)	2,861( 2.4)
	戸内使用人	294( 1.7)	210( 2.3)	250( 4.6)	1,408( 6.8)	417( 16.3)	15,995( 13.5)
	雑 業	785( 4.6)	676( 7.3)	907( 16.6)	1,342( 6.4)	225( 8.8)	18,671( 15.8)
出 稼 先 府 県 別	北 海 道	10,927( 63.6)	3,218( 34.7)	1,099( 20.1)	7,416(35.6)	617( 24.2)	114,58( 9.7)
	東 京	441( 2.6)	1,063( 11.4)	1,636( 29.9)	3,606(17.3)	556( 21.8)	39,421( 33.3)
	大 阪	195( 1.1)	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	2,701( 2.3)
	神 奈 川	.....( )	.....( )	464( 8.5)	845( 4.1)	117( 4.6)	3,889( 3.3)
	千 葉	.....( )	.....( )	121( 2.2)	274( 1.3)	.....( )	1,558( 1.3)
	茨 城	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	1,767( 1.5)
	福 島	.....( )	369( 4.0)	799( 14.6)	163( 0.8)	241( 9.4)	4,934( 4.2)
	宮 城	.....( )	1,418( 15.3)	.....( )	.....( )	.....( )	.....( .....)
	栃 木	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	2,454( 2.1)
	群 馬	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	10,071( 8.5)
	長 野	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	13,679( 11.5)
	岐 阜	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	2,403( 2.0)
	愛 知	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	5,520( 4.7)
	三 重	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	.....( )	1,242( 1.0)
	桜 太	2,357( 13.7)	932( 10.0)	254( 4.6)	4,146(19.9)	360( 14.1)	1,559( 1.3)
	外 地	2,682( 15.6)	651( 7.0)	.....( )	1,850( 8.9)	.....( )	8,508( 7.2)
	その他府県	571( 3.3)	1,634( 17.6)	1,097( 20.1)	2,538(12.2)	661( 25.9)	7,313( 6.2)

資料 「道府県外出稼者に関する調査概要」 中央職業紹介事務局

の当時の種々の事情から管内すべての市町村に充分機能するに到らなかったことも相俟って、本来、保護事業をねらいとした組合も又、雇用を斡旋するようになったと考えられる。だから供給斡旋のみを主にしている組合は数えるのみである。しかし、組合運営に要する経費の収入源をみると、

- (1) 供給斡旋による手数料を主な財源とし、組合員負担金及び、補助金を従たる財源にしているもの

- (2) 求人者より受ける寄附金を主たる財源とし、組合員負担金及び補助金を従たる財源にしているもの

とがあり、事業主から手数料をとって紹介斡旋をしている組合も相当数あるように調査報告書は記している。とすれば、当然、職業紹介所が行なっている公益職業紹介事業の本旨に相反するものであり、この種組合の存在が出稼ぎに対してどのような意義を持ったのかあらためて考えなければなら

らない。

第一に、第4表に示したように季節労働者の需要が季節的には短期間に、しかも大量かつ広汎にわたっているという特殊性がある。その労働需要に対して、従来、未組織営利的な募集請負人の手に委ねられていた出稼ぎ供給が、出稼ぎ者の保護を目的とする供給組合制度にとってかわり、その後、職業紹介所の設置によって供給に関しては公的な職業紹介機関に委ね、組合は保護組合に変わってきたという事情がある。しかし、当時の職業紹介所の地域的分布及び、その能力限度からすれば、先に述べた需要に充分応じきれない側面をもってたと考えられる。この点については職業紹介所自身が、労働力の供給斡旋については紹介所がなすべき業務としながらも、現実にはきわめて困難であることをみずから認めているのである。したがって、斡旋手数料を徴収することの改善を提唱し、国庫助成によってこの組合が運営されるならば、職業安定所業務を補助するものとして積極的に奨励しようとする意見さえあった。

このような事情からすると、従来、営利的募集請負人の手によって労働力の争奪から生ずる三重契約、あるいは契約不履行の弊害のもとにおかれた出稼ぎ者にとって、公的職業紹介所が完全に供給斡旋業務を掌握するまでの過渡的段階として、保護（供給）組合の行った供給斡旋機能も認めざるをえないのである。しかし、本来的な機能として強調されていた出稼ぎ者及びその家族に対する保護事業こそ、公的保護施策の殆んどみられなかった当時において、その意義は大きいといわなければならない。もちろん、一貫した労働行政として、労働力の供給のみならず保護まで公的機関においてなされるべきであることは、すでに、かかる組合の必要性について調査した結果にさえ、各職業紹介所からの意見として出されているのは当然である。

各保護組合が掲げている保護事業の主なものを中心に示す。

- ・出稼ぎ者の雇傭契約の斡旋、出稼ぎ地の調査

賃金の受払、労働条件の改善、その他旧幣改善、福祉増進に関すること

- ・出発・帰還に際しての保護、監督、事故で不参加の際の契約金立替払
- ・留守家族に対する保護救済、慰安、出稼先の状況通知
- ・出稼ぎ者互助、共済に関すること、組合員及び家族の疾病見舞、死亡弔意、遭難救恤
- ・その他日記矯正で、優良出稼ぎ者表彰など。

### 3. 出稼保護の性格と

#### 農民自身のとりくみ

昭和9年に実施された、「女工その他出稼ぎ者保護組合に関する調査」（青森地方職業紹介事務局）から戦前、出稼ぎに対してどのような保護施策があったかをみると、いわゆる出稼ぎ斡旋事業を別とすれば、大半は近年実施されつつあるものと著しく類似している。貧窮にあえいだ東北の小作農民にとって、出稼ぎ収入が不可欠の生計補充の道であったとき、かれらは条件を考慮する余裕もなく、たとえ、営利的募集人であろうとも、その勧誘に身を委ねざるをえないことがしばしばであったと考えられる。それだけに種々の労働事故の発生も多く、家族に及ぼす影響も相当大きかったことから、この種組合は自衛手段として結成されてきたのである。すなわち、組合の規模は加入者20名位の小規模なものから、600名にも及ぶ大きなものまで様々であるが、事業の種類、経費支弁方法などについての何らの統一なく、それぞれ独自に運営されていた。しかし、前述のようにそれが、やがて職業紹介事務局の業務が軌道にのつにつれ、公的職業紹介事業の本旨に相反するものと考えられたとき、公的機関の指導、あるいは何らかの形で統一されるようになった。そして、組合運営の一般経費は市町村が負担することを原則とし、国及び県がこれを補助することになって、これまで相互に関係を持たなかった各組合が、次第に事業内容などを統一していく傾向になるのである。

これに対して現在実施されている出稼ぎに対する施策は、出稼ぎ相談所、あるいは出稼ぎ互助会にせよ、市町村単独に発足したのではなく、県当局の方針として実施されているものが多い。これは行政の広域化、出稼ぎ事情の相違を反映していると考えられるが、相本的には雇用政策の一貫として出稼ぎ保護が行われていることを見逃しえない。

戦前多くを占めた漁業出稼ぎの季節性は、やや特殊として、一般的に出稼ぎ労働そのものは、もっとも資本の意のままになる、容易に支配されうる就労形態であり、しかも都市労働者には低賃金と「合理化」の推進役として一役を担う結果となる。だからこそ高度成長過程には「労働力流動化」政策のもとで若年労働力のみならず、中高年層まで季節工・臨時工として大量に都市労働市場に吸収し、この結果、労働災害をはじめ出稼ぎにともなう問題が社会問題化するに到って、否応なしに出稼ぎ対策が打ち出されなければならなかったのである。しかし、それらが、真に農民、出稼ぎ自身の側にたつものでなかったことは、一方において、彼らの農村における生活を破綻せしめ、兼業や出稼ぎにかりたてようとする力が、ジリジリと農村に押し寄せていることに示される。

戦前は資本―地主―小作という関係のもとで、

そして農地改革後は資本―農民と、より直接的な関係にこそなれ、戦前、戦後を通じて資本による農民支配に変わりはない。そのもとでの農家生活の破綻を出稼ぎによって一時的に補填せしめ、資本にとってはより有利な労働力確保を可能ならしめる。出稼ぎに対する保護はまさにこの労働力確保を真髓にしてなされたものといえよう。にもかかわらず、資本は決してその前面に現われることなく、さしあたって出稼ぎへの依存もまたやむをえないとする地方自治体にすべてが転化されている。

このような姑息な保護施策に満足しない出稼ぎ農民達は、問題がますます深まっていくなかで、農村労働者としての権利を主張しはじめている。彼らは、昭和39年の失業保険法改正問題で、農村在住労働者としての矛盾を発見する。さらに体ひとつを資本としてとび込む建設現場での相次ぐ事故、健康を破壊する過重労働のもとで健康保険問題、労災補償問題へと課題は展開した。健康保険問題では限定条件つきで日雇健保の擬制適用が認められたが、その後廃止され、新たに日雇健保の適用を要求している。すなわち、出稼ぎを必然化させる日本の経済構造の中で、その出稼ぎの担い手として保護されるのではなく、社会保障制度の機構の中でまず彼らの権利が正当に保障されることに向って立ちあがりつつあるのである。